

大和市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可した。

平成26年6月18日

大和市長 大 木 哲

1 名称

相鉄コープ自治会

2 規約に定める目的

会員相互の連絡・協調、環境の整備拡充、自治会館の維持管理等、平穏かつ良好な地域社会の維持・形成のための共同自治活動を行うことを目的とする。

3 区域

大和市上和田178番地1、179番地1、180番地1及び181番地1の区域

4 主たる事務所

大和市上和田181番地1

5 代表者の氏名及び住所

(1) 氏名 吉井 正洋

(2) 住所 大和市上和田178番地1 相鉄コープ4-204

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

(1) 代表者の職務執行の停止の有無 無

(2) 職務代行者の選任の有無 無

7 代理人の有無

無

8 規約に定めた解散事由

(1) 地方自治法第260条の20の規定により解散する。

(2) 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会において出席者の3分の2以上の議決を得、かつ、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成26年6月10日